

奈井江町告示第21号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 20 日

奈井江町長 三 本 英 司

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

奈井江

2 協議の結果を取りまとめた年月日 令和 3 年 3 月 29 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

地区名	法人	個人	集落営農
奈井江	20	94	0

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の活用を基本的に考えていくが、出し手の意向を踏まえながら、適宜、特例事業等も活用していく。

6 地域農業の将来のあり方

水稻の生産地として、高品質米や環境負荷を低減した生産技術の向上に地域全体で取り組んでおり、その評価は確実に上がっている。今後も地域の中心となる経営体を中心となって、安全・安心で良質な水稻の生産に努めるとともに、地域のブランド力向上による農業所得の向上を図る。